

札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例

札幌オリンピックミュージアム条例（平成11年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により指定管理者にミュージアムの管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

札幌オリンピックミュージアムの指定管理者の指定手続について、非公募によることができるようにするため、本案を提出する。